

親権者の利益相反行為

子に特別代理人を選任



親権者は子に対する監護教育の義務を負う反面、そのための広範な権利が認められ（民法 820 条）、子の財産を管理し、その財産に関する法律行為について子を代表（代理）しますが（同 824 条）、親権者が全く自由に代理行為をできるわけではありません。

親権者は子の財産管理について自己の財産に対するのと同程度の注意義務を負っており（同 827 条）、これに違反すれば親権者は子に対し損害賠償義務を負うことにもなります。

親権を行う父または母の利益と子の利益とが衝突するような行為や、複数の子に対し親権を行う場合に、子のうちの一人と他の子との間で利益が衝突するような行為を利益相反行為といいます。

親権を行う父または母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は自ら代理人とはならず、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません（同 826 条①）。また、親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません（同 826 条②）。

親権者の利益相反行為に当たる行為としては、①親権者が子の財産の贈与を受けたり買い受けたりすること、②親権者が子に親権者の財産を売り渡すこと、③親権に服する兄弟間で兄弟の財産を売買すること、④親の債務について子を保証人としたり子の財産に担保権を設定したりすること、⑤親権者とその子らが相続人となる相続において、親権者がその子の相続放棄をすること、⑥親権者とその子らが相続人となる相続において、親権者がその子らの遺産分割協議をすることなどが挙げられます。

他方、親権者が自らの財産を子に贈与することは、子が一方的に利益を得るものなので利益相反行為には当たりません。また、子自身の債務について子の財産に担保権を設定することは、形式的客観的に子と親権者の利益が衝突するものではないので利益相反行為には当たりません。

親権者の利益相反行為については親権者に子の代理権限がないので、無権代理行為として無効になりますが、子が成年に達した後追認すれば行為時に遡って有効な行為になると解されています（最高裁昭和 46 年 4 月 20 日判決）。